

市民参加型ホームページで鳥取の情報を発信しませんか？

問い合わせ先 本庁舎広報室 ☎ 0857-20-3159

画面イメージ



ホームページの名前は「ありこまち」。これは、方言で「まるごと全部」という意味です。

まずは、アクセスしてみてください。

<http://arikomachi.com/>

NPO法人KiRALiと連携した、市民参加型ホームページ「とっとりキュレーションサイト」がオープンしました。これは、主に鳥取市にある行政、企業、団体から発信されている情報を一つにまとめたホームページで、次のような特徴があります。

- ① イベント情報を早く見つけることができる
- ② イベント情報を掲載することができる
- ③ チラシ・配布物・動画を掲載することができる
- ④ キュレーターとなってコラムを執筆できる
- ⑤ リンク登録、RSS情報が提供できる

当サイトでは、コラムを書いてくださる人を募集しています。あなたもキュレーターになって、私たちと一緒に鳥取の情報を発信しませんか？

詳しくは、NPO法人KiRALi(下記参照)までお問い合わせください。



妊婦さんを応援します！

問い合わせ先 市立病院 ☎ 0857-37-1522

助産師外来をはじめました！

「助産師外来」は、妊婦さんが満足できるマタニティライフを送り、自分らしいお産をめざしていくために、助産師が中心となり、妊婦健診や保健指導を行う外来です。市立病院では昨年10月からこの「助産師外来」を開始しています。毎週金曜日午後2時から妊娠26週頃と30週頃の妊婦さんを対象に完全予約制で行っております。助産師が超音波診断装置を使用し、赤ちゃんの様子をみながら気軽に質問をお受けすることができます。また、妊娠・分娩・育児についてもゆっくりお話しすることができます。ご主人やお子様などご家族の来院も大歓迎です。



開始して4カ月が経過しようとしています。助産師外来を利用された妊婦さんたちからは、「助産師さんとゆっくりお話ができるので、心配なことやお産についてわからないことも話せてよかった」「待ち時間が少なくてよかった」「もう少し助産師外来を受ける機会が多くていい」などの感想をいただいています。

助産師たちも、女性の妊娠、出産、産じょくの各期を通じて、サポート、ケアおよび助言を行い、助産師の責任において出産を円滑に進め、新生児及び乳児のケアを提供するために、女性とパートナーシップを持って活動するという、助産師本来の目的に添った活

動ができ、仕事に対するモチベーションが高まる良い機会となっています。

これからも、いいお産を目指して、妊婦さんたちと共に歩んでいきます。

里帰り出産の妊婦さんをサポートします

市立病院では里帰り妊婦さんにも対応しています。できる限り満足のいく出産をしていただけるよう、妊婦さんご家族に配慮してしっかりとサポートします。ご要望、ご不安な点は市立病院助産師スタッフにお気軽にお申し出ください。

なお、受診される際には母子健康手帳、保険証、現在通院中の医療機関の紹介状をご持参ください。

県内初の周産期専門医が誕生！

この度、市立病院産婦人科の早田桂医長が、県内初の周産期(母体・胎児)専門医となりました。

これを機に、母体合併症の管理や母体救急、胎児異常の診断や管理など、より高度で専門的な医療の提供をめざしていきます。



はやた けい 早田 桂 医長

周産期医療とは

妊娠後期から新生児早期までの期間に、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療のこと。

介護保険にかかる税金の控除について

問い合わせ先 駅南庁舎高齢社会課 ☎0857-20-3454、各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ)

■介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。40歳以上の方が、平成23年中に支払った介護保険料が控除の対象になります。

■介護保険施設の利用料

介護保険施設を利用された場合、次のものが医療費控除の対象となります。ただし、日常生活費は除かれます。

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所の場合
介護サービス費および食費と居住費の自己負担額の1/2
- ②介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設に入所の場合
介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

■在宅で介護サービスを利用した場合の利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づき、次の①から⑤のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様の扱いになります）。

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導
- ④通所リハビリテーション（食費も対象となります。）
- ⑤短期入所療養介護（食費と居住費も対象となります。）

さらに①から⑤のサービスのいずれかを利用している人で、次の⑥から⑪のサービスのいずれかを利用された場合、その介護サービス費も医療費控除の対象となります。

れた場合、その介護サービス費も医療費控除の対象となります。

- ⑥訪問介護（生活援助中心型は除きます。）
- ⑦訪問入浴介護
- ⑧通所介護（食費は対象となりません。）
- ⑨短期入所生活介護（食費と居住費は対象となりません。）
- ⑩認知症対応型通所介護（食費は対象となりません。）
- ⑪小規模多機能型居宅介護（食費は対象となりません。）

医療費控除を受けられるときは、平成23年中に支払った領収書などの添付が必要となります。サービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

■おむつ代に係る医療費控除

要介護者にかかるおむつ代は、医療費控除の対象となる場合があります。申告には、医師の証明書および領収書が必要となります。ただし、2年目以降の申告の場合、医師の証明書に替えて、要介護認定に係る主治医意見書の内容が要件に該当した場合のみ、市町村が発行する確認書で申告することができます。申請が必要ですのでお問い合わせください。

■要介護認定者の障がい者控除

障がい者手帳などの交付を受けていない人で、平成23年12月31日時点で、要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人は、障がい者控除の対象となる場合があります。申請が必要となりますので、お問い合わせください。

※税金（所得税および市県民税）の申告については、市報1月号6～7ページで紹介していますのでご覧ください。

祝日のごみ収集（鳥取地域）

問い合わせ先 本庁舎生活環境課 ☎0857-20-3217

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレー・資源ごみ・小型破碎ごみ
2月11日（土・祝）	該当地区は収集します				お休みします

※ごみは必ず朝8時までに出してください。
※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課 (☎ 14 ページ) までお問い合わせください。

ごみステーションの回収容器や防鳥ネットなどの取扱いに注意してください。

日頃より、町内会などを通して、市民のみなさんにはごみステーションを適正に管理していただいておりますが、度重なる大雪や強風などの悪天候により、ごみステーションの回収容器や防鳥ネットなどが飛散する可能性があります。つきましては、回収容器やネットなどが散乱しないよう適正な管理をしていただきますようお願い申し上げます。



毎月10日は「ノーレジ袋デー」
お買い物は「マイバッグ」で！

乾電池・蛍光灯の収集 — 2月—

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、2月1日（水）～7日（火）の小型破碎ごみの収集日（鳥取地区）にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。